

○総務省令第 号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則等を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(恩給請求書類の様式) 第四条 [略]	(恩給請求書類の様式) 第四条 [同上]
2 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上に「総代者」と明記することを要する。	2 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上に「総代者」と明記することを要する。
3 [略]	3 [同上]
4 [略]	4 [同上]
[削る]	(恩給証書の交付) 第七条 総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合において、権利者は裁定告知書を総務省に返納することを要する。
(恩給請求の却下) 第七条 [略]	(恩給請求の却下) 第八条 [同上]
(恩給証書等の誤りの訂正) 第八条 [略]	(恩給証書等の誤りの訂正) 第九条 [同上]
(支払通知書が還付されたときの取扱い) 第九条 [略]	(支払通知書が還付されたときの取扱い) 第十条 [同上]
(支払開始日) 第十条 [略]	(支払開始日) 第十条の二 [同上]
(生存の確認) 第十一条 [略]	(生存の確認) 第十条の三 [同上]
第十二条ノ第十五条 [略]	第十一条ノ第十四条 [同上]
(恩給証書又は裁定通知書の再交付) 第十六条 規則第三十六条の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。	(恩給証書又は裁定通知書の再交付) 第十五条 規則第三十六条の規定により恩給証書(裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。)-又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。
[削る]	2 前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付することを要する。
(加算に関する勤務日誌) 第十七条 [略]	(加算に関する勤務日誌) 第十六条 [同上]

備考
表中の「」の記載は注記である。

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私(扶助料請求者)は、下の表の年金を	
(1) 受けている。 (2) 受けていない。	
((1)受けている。)に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけ、 該当の年金証書(年金額改定通知書又は年金給付通知書でも可)の写しを添付してください。)	
年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金
旧地方公務員等共済組合法	3 退職年金 4 減額退職年金
旧私立学校教職員共済法	5 障害年金
旧農林漁業団体職員共済組合法	
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職料 3 障害年金 4 増加退職料 5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私(扶助料請求者)は、下の表の年金を	
(1) 受けている。 (2) 受けていない。	
((1)受けている。)に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけ、 該当の年金証書の写し(年金額改定通知書又は年金給付通知書でも可)を添付してください。)	
年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金
旧地方公務員等共済組合法	3 退職年金 4 減額退職年金
旧私立学校教職員共済法	5 障害年金
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特例年金給付)	1 特例退職共済年金 2 特例障害共済年金 3 特例障害農林年金 4 特例退職年金 5 特例減額退職年金 6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職料 3 障害年金 4 増加退職料 5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	
(法律第七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続) 第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に前条第三号に規定する厚生労働大臣の<u>確認書</u>を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 〔削る〕 〔略〕	
2 〔略〕	2 一 法律第七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続) 第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に次の書類を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 一 法律第五十五号附則の規定による扶助料の裁定告知書 二 前条第三号に規定する厚生労働大臣の<u>確認書</u> 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
(互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付) 第十条 〔略〕 〔削る〕	(互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付) 第十条 〔同上〕 2 前項の場合において、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を添えることを要する。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。